農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応方向

総合評価書(政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進)

項目	委員意見の概要	対応方向
【6 政策の目的・目標】	1ページ目及び6ページ目。「評価根拠」とありますが、これが何を意味するのかが不明です。分かりやすい言い換えがもし可能であれば、言い換えた方がよいかもしれません。なお、「評価根拠」という専門用語は聞いたことがありません。【南島委員】	「政策目標の設定と評価根拠」の記載を「政策目標の 設定と評価」に修正いたします。
【7 政策の具体的内容】	1ページ目最終行の「最後の職員調査である」という表現についてですが、職員調査として行っているものが複数あることと、今後の統計職員数などを踏まえると職員調査に戻る、というのは考えづらいとは思いますが、状況の変化によっては、きちんと調査するために、職員が調査しなければいけない事項も発生するかもしれません。 「最後の」という表現は「現在も職員調査として実施している、」というような表現のほうがよいのではないかと思います。【小針委員】	「現在も職員調査として実施している、」に修正いたします。
【7 政策の具体的内容】	2ページ目の(6)。「公共財としての観点も踏まえて」とありますが、唐突であり、わかりにくいと思われます。その趣旨は、「政府統計が公共財であることを踏まえて」ということであると思いますが、もしそうであれば、そのように修文した方が分かりやすいのではないでしょうか。【南島委員】	「公共財としての観点も踏まえて」の記載を「政府統計が公共財であることを踏まえて」に修正いたします。

項目	委員意見の概要	対応方向
【8 評価の観点】	3ページ目のなお以下。公平性の観点および優先性の 観点についての言及は必要でしょうか。評価法では必要 な観点から評価を行うこととされていることから、必要 のないことまで書く必要はないのではないでしょうか。 【南島委員】	該当部分を削除いたします。
【11 政策効果の把握の手法及びその結果】	平成31年から収入保険制度が、青色申告を行っている 農業者を対象にスタートしています。 青色申告については農業経営の着実な発展を図るため、自らの経営を客観的に把握し、経営管理を行うことが重要であることを踏まえ、農業経営基盤強化準備金制度等を通じ、推進されているところです。 その現況を鑑み、青色申告者のデータを共有することで、統計の母数を増やし、効率的、効果的な活用ができないでしょうか。 もちろん、情報共有には青色申告者の了解が必須かと思います。 共有を可能とする仕組み作りを加速化し、より多くのデータの活用ができれば、政策立案にも反影され、両者にとってよりよい経営環境の構築に役立つと考えます。 日々の記帳に基づき、合理的な税務申告を行う青色申告者のデータの活用はEBPMの推進に不可欠であると考えます。 この件については今後、他の省である財務省との連携も総合評価にあたってエビデンスの観点から、取り上げていただけたらと思います。【古賀委員】	青色申告者のデータの利用については、農業経営体の 農業収支等を把握する「令和元年営農類型別経営統計調査」から青色申告決算書のデータにより収支を把握する 手法に調査を見直しました。 平成30年以前の「営農類型別経営統計調査」は、調査 客体に日々の営農状況を現金出納帳に記帳していただく ことにより把握していたため、調査客体の大きな負担と なっていました。 青色申告データを始め統計調査への行政記録情報等の 利用による報告者負担の軽減や調査の効率化の取組は、 今後も関係機関と連携し進めてまいります。
【11 政策効果の把握の手法及びその結果】	5ページ目。「効率性の観点」については、十分に理解できます。なお、7ページ目の総括的な記述と平仄が合っていないように思われます。特に「農林水産統計の見	5頁③の記述を以下のとおり修正いたします。 ③ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・ 農業・農村基本計画」等の重要施策の着実な推進に向け て、統計データを的確に整備し、適時適切に提供してい

項目	委員意見の概要	対応方向
	直し検討会」での検討結果が7ページ目に記載されていますが、5ページ目の③には記載がないです。再整理した方が分かりやすくなるのではないでしょうか。【南島委員】	くことが求められる。 このため、農林水産改革の方向に沿って、新たなニーズにも対応した統計調査を継続的に実施するため、平成27年2月に省内に部長審議官級をメンバーとした「農林水産統計の見直し検討会」を設置し、政策ニーズに応じた統計調査の充実とともに、利活用の低下した調査や調査項目の廃止・統合、調査への新技術の導入等の農林水産統計の見直し事項の検討・取りまとめを行っている。
【11 政策効果の把握の手法及びその結果】	6ページ目。「有効性の観点」については、難しいところであります。一定程度有効に活用されていることはよく理解できます。他方、どの程度の活用を想定しており、その水準を充足しているのかという点については議論することが難しいと思われます。e-stat へのアクセス件数が政府全体で3番目というのは目を引くところであります。【南島委員】	引き続き農林水産統計の利活用の推進に努めてまいります。
【別紙 5 (参考)】	20 ページ右側赤字の「法人経営体の生産費調査の実施」について左側の表現に「法人経営体」とあるので、それと平仄を合わせているかと思いますが、一方で、農業経営統計調査の見直しの審議の過程で、現時点での調査票の様式では、営農類型別経営統計では「個人経営体」と「法人経営体」の調査という区分に変えた一方で、生産費調査については、「個別経営体」と「組織法人経営体」の区分のままで調査しているかと思います。 経営体の区分方法については、統計調査のなかでは、審議事項にもなっているものでもあるので、その意味での正確性を期すには、「組織法人経営体の生産費調査の実施」とするほうがよいかと思いました。【小針委員】	「組織法人経営体の生産費調査の実施」に修正いたします。

[※] 農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員(公認会計士・税理士)、小針委員((株)農林中金総合研究所 主任研究員)、三浦委員(弁護士)、室屋委員(桃山学院大学教授)からも意見徴収。